

## 紀南環境広域施設組合規則第2号

紀南環境広域施設組合職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

### 紀南環境広域施設組合職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合職員単身赴任手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 48,000円

第4条第3項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

- 3 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年紀南環境広域施設組合条例第3号）附則第4条の規定により読み替えて適用する条例第12条第2項の30,000円を超えない範囲内で規則で定める額は、26,000円とする。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。